

令和4年度
住宅における省エネ・再エネ設備導入支援事業補助制度

ご自宅への省エネ・再エネ設備の設置を補助します！

対象住宅

既存住宅

(地中熱利用システムのみ新築(分譲住宅含む)も対象)

対象設備

蓄電システム、V2Hは太陽光発電設備の設置が必須
(既設・新設を問いません。)

家庭用燃料電池システム
(エネファーム)



太陽熱利用システム
(強制循環方式)



地中熱利用システム

地中の熱を給湯や空調などに利用



蓄電システム

太陽光発電システムで発電した電力を貯めて、夜間や非常時に利用



V2H
(電気自動車充放電設備)

太陽光発電システムで発電した電力を電気自動車のバッテリーに貯めて、住宅の電力に使用



高断熱窓

住宅の断熱性能を高める窓又はガラス



補助金額

- ・ エネファーム、太陽熱利用システム、蓄電システム、V2H
5万円／件
- ・ 地中熱利用システム
20万円／件
- ・ 高断熱窓
補助対象経費の1/10 (上限5万円)



コバトン&さいたまっち

予算額(件数)

9,690万円 (1,932件)

受付期間

令和4年4月8日(金)～令和5年2月28日(火)

※申請多数により予算額の範囲を超えた場合は、受付を終了することがあります。

◆受付窓口◆ 特定非営利活動法人 環境ネットワーク埼玉

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 (浦和合同庁舎3階)
【電話】048-749-1217 【受付時間】9:30～16:50
(土・日・祝日、年末年始閉館)

詳しくはwebへ！

省エネ・再エネ補助 埼玉県 4 検索



問合せ

埼玉県 環境部 エネルギー環境課 住宅等省エネ推進担当
【電話】048-830-3042 【FAX】048-830-4778



Smile 通信

令和4年3月 編集・発行／埼玉県住まいづくり協議会

〒330-0853 さいたま市大宮区錦町630 埼玉県住宅供給公社 住まい相談プラザ内

TEL 048-830-0033 ホームページアドレス <https://www.sahn.jp/>



古民家ひらぬま 床の間

contents

シリーズ埼玉の住まい 飯能市 その2	表紙、2～3頁
サステイナブル研究委員会 講習会	4頁
空き家対策 講習会	5頁
フラット35 維持保全型	6頁
新たな住宅関連補助制度(国土交通省)	7頁
住宅における省エネ・再エネ設備導入支援事業補助制度	8頁

vol 85

飯能市(その2)～名栗を行く

伊豆井 秀一(元埼玉県立近代美術館主席学芸主幹)

西に秩父、南に東京の青梅に接する埼玉県の南西部に位置する飯能は、大別すると市街地エリア、吾野エリア、それにこれから紹介する名栗エリアに分かれる。

市街地を中心とした地域はすでにNo.33(平成20年)のこの誌面で紹介している。あれから10年余、変容をとげる市街地を抜けて入間川沿いの名栗エリアを紹介する。

上名栗、下名栗

この道筋、幕末におこった武州一揆の集団が通り抜けたところである。その道筋の奥から順に紹介していく。その武州一揆の際に名前を記す柏木家。まずはその上名栗の柏木家分家住宅①から。

まずその敷地の広さに驚くが、もとは本家があったところに分家が建てた家だというので納得。木造2階建て。かつては杉皮葺きだったという屋根は鉄板葺きに。明治初期のものという。

ひろい玄関土間にL字型に式台があり、その上段部のケヤキの床板は黒光りがしている。土間に正面にあった囲炉裏は設え直されて現存する②。

土間から左手に、15畳の広間、10畳の次の間、さらに奥に10畳の奥座敷と続く。広間には仏壇と神棚があり、2間もある神棚にはユニークな大八車のもち送りが③あり、奥座敷は両側に床脇を据えケヤキを用いた床の間となっている。

二階は養蚕や農具の置き場所として使われていたが、屋根裏小屋を見上げれば、囲炉裏の煙で燻された曲がり丸太の黒々とした梁が豪壮に支えていることがわかる。敷地内にはこの主屋のほかに、蔵、納屋などが周囲をめぐる堅固な石垣に



①柏木家分家住宅

②柏木家分家住宅 囲炉裏

③柏木家分家住宅 神棚



④古民家ひらぬま

⑤豊住家住宅

⑥ばれぼれ

⑦ばれぼれ 客席

⑧安藤家住宅

⑨小林家住宅

囲まれており、背後に同家の墓、祠が石垣の一段上に設置されている。山林と畑と住居が一体となり山村の暮らしの形態を残したこの住居、貴重な屋敷全体の保存・活用を図るために、会員制組織にして運営し、維持を図っている。

同じ上名栗の古民家ひらぬま④。

明治20年代後半築の木造二階建て、鉄板葺き。当初平屋だったものに二階を増築。玄関土間から上がると広間と次の間の座敷。この続きの間の南面の広縁はイワヒバで埋められた庭園に面している。次の間の右手には平書院と床脇の付いた床の間のある奥座敷がある。床柱は黒柿、床框と床板は春慶塗、狛潜りには変木が用いられるなど、この場所に対する家主の想いが伝わる(表紙)。

さらに美しい格子の平書院の窓からは地域のシンボル鳥居観音も見遣ることが出来る。増築された二階にあがると板張りの広い静謐な空間が広がり、その廊下は櫻の一枚板から成っていた。カフェやイベント会場として活用されていたこの建物、埼玉県景観重要建造物に指定されている。

下名栗には江戸末期の築、豊住家住宅⑤がある。

軒を深くとるためにおおきく飛び出た腕木の軒桁が遠望でき、その大きな主屋の屋根に特異さを添えている。

赤沢、赤工、久須美

レストランばれぼれ⑥。

明治末期に建てられた民家を改修してレストランに。「ばれぼれ」はスワヒリ語で「ゆっくり、のんびり」の意だそうだ。開業したのは平成29(2017)年。木造2階建て。屋根は鉄板葺。ごく普通の民家を改修したもので、もとはブロック塀だったところに野菜を彫刻し、その最も大きいのがシンボルになっているダイコンというわけである。野菜の彫刻だけでなく建物全体の改修も地元在住のアーチスト吉川敏夫氏が手掛けたという。

中に入るとシックな雰囲気で、振り返ればステンドグラスのドア。室内にあがろうとすると足元には月を模した彫刻。内部の1階奥の客席には和紙の照明器具と木のテーブル。足元にはブロック塀に準じた彫刻⑦。梁もうまく見せながら二階にも心地よい空間が広がる。古い建具も使用され外観からは想像できないほどの美しい内部である。

さらに下って安藤家住宅⑧。

昭和6(1931)年築。瓦葺き、木造二階建て、入母屋造。妻側に庇状の桁行流れの屋根が隅木で抑えているので入母屋造の形状に。屋根は四方全部が出し桁づくりになっている。垣根と平行に主屋の屋根がすっきりと広がる。

二代にわたって作り上げ昭和6(1931)年に成った

当住宅。板戸、欄間、障子など建具のこまやかさが印象に残る。普段は隣に立つ建物のほうで生活し、こちらの田の字型に広がる広い座敷は、正月、盆の際に縁者が集まるときに使用するという。裏にある蔵と主屋のあいだには階段があり河原に通じ、ご主人の子どものころの遊び場だったという。

最後に小林家住宅⑨。

何度かお邪魔したが、いずれもご不在で取材がかなわなかったが是非紹介しておきたい住宅である。

昭和40年頃までは、石垣の上に長屋門があつたという豪壮な民家である。数少なくなった茅葺屋根、木造平屋。江戸末期の建築という。明治期に南北に下屋を増築。飯能の山間地区では裏山の杉の採用も考慮し、茅の間に杉皮をさしこみ耐久性を高めているという。

茅葺屋根の上部、養蚕用の煙出しの形式は建築年代の古さを物語る。『わが町の建築遺産』(浅野正敏ほかK工房2017)によれば、内部は通り土間の四間取りの変型で各部屋は10畳間の大きさという。住宅の前に広がる濃緑の茶畠と茅葺屋根の作りだす景観はこの地域ならではのもの。

山間の美しい風景とともに名栗、楽しめるエリアであることを実感する。

令和3年度 第1回サステイナブル研究委員会 講習会

令和4年2月24日に、令和3年度第1回サステナブル研究委員会講習会を実施したので、講義概要を本ページで掲載します。

第1部 スマートシティさいたまモデル 「美園地区におけるスマートホー

講師：さいたま市 都市戦略本部 未来都市推進部 環境未来都市推進担当 萩原 大樹氏



第2部 第3期の街づくりとエネルギー融通の取組について
～清和美園E-フォレスト第3期では、チャージエリアに受変電設備や蓄電システム、
EV（電気自動車）を設置～

講師：株式会社Looop 荒井 純希子氏



令和3年度 空き家対策講習会

地域住民参加型ファンドを活用した 空き家活用手法について

(株)エンジョイワークス 取締役 松島 孝夫氏



去る令和4年2月24日令和3年度空き家対策講習会がオンライン開催されました。ここでは株式会社エンジョイワークス取締役の松島孝夫氏の講演要旨を本ページで紹介します。

- 会社のミッションは、ライフスタイル(生き方)について人々が自分で考え、自ら選択することができるよう、不動産業という側面から仕掛けを提供することで多様な方が多様な価値観で共創する機会を生み出し、持続可能で豊かな社会の実現に貢献したい。
 - 空き家対策もそのビジョンのひとつであり、ミッションの達成に向けて「参加型まちづくり」の仕掛けやツールを提供している。
 - エンジョイワークスでは、①不動産仲介②建築設計・土地建物分譲③コミュニケーションデザイン④場の運営プロデュース⑤投資型クラウドファンディング等の多岐に渡り事業を実施している。
 - 多くのまちではすでに成熟しており、新しいハードはそれほど必要ではない。そこで「つくる」から「育てる」まちづくりへの転換期が必要である。
 - 「つくる」が得意な行政、企業は多いが「育てる」の実践手法が確立されていない。
 - 「育てる」まちづくりに必要なのは、これまでの開発をコントロールする公的規制(ハード・ロー)ではなく、自主的規制や地域ルールなど民間発意のソフト・ロー。
 - 行政や一部の企業が主体のまちづくりではなく、市民・企業・NPOなどが担い手となって地域価値向上に取組む「エリアマネジメント」が重要。



- 行政財源に頼る傾向が強く、一方で自治体は単年度での予算組が一般的なため継続性に欠ける。
 - 地域活性・地方創成につながる持続可能性の高いエリアマネジメントが困難である。



2022年
4月以降
適合証明書交付分
から

【フラット35】維持保全型がはじまります。

維持保全・維持管理に配慮した住宅や既存住宅の流通に資する住宅を取得する場合、
【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げます。

■【フラット35】維持保全型は、次の①から⑥までのいずれかに該当する住宅が対象となります。

- | | | |
|----------|--------------------------------|------------------|
| ① 長期優良住宅 | ② 予備認定マンション | ③ 管理計画認定マンション |
| ④ 安心R住宅 | ⑤ インスペクション実施住宅
(劣化事象等がないこと) | ⑥ 既存住宅売買瑕疵保険付保住宅 |

(注) 2022年4月以降に適合証明書の交付を受けるものが対象となります。ただし、①長期優良住宅又は④安心R住宅の場合で、2022年3月以前に機関が定める技術基準に適合していることが確認でき、2022年4月以降に融資実行されるものは、【フラット35】維持保全型の対象となります。

■金利引下げメニュー(2023年3月31日までの申込受付分に適用)

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】維持保全型	当初5年間	年▲0.25%

■【フラット35】Sを併用した場合

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】維持保全型 と 【フラット35】S (金利Aプラン) との併用で	当初5年間 6年目から10年目まで	年▲0.5% 年▲0.25%
【フラット35】維持保全型 と 【フラット35】S (金利Bプラン) との併用で	当初10年間	年▲0.25%

*【フラット35】維持保全型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。

*【フラット35】維持保全型は【フラット35】Sのほかに、【フラット35】地域連携型および【フラット35】地方移住支援型と併用することができます。

*【フラット35】維持保全型は新築住宅の建設・購入および中古住宅の購入の際にご利用いただけます(【フラット35】借換融資には利用できません)。

*【フラット35】維持保全型は【フラット35】リノベとの併用はできません。

*長期優良住宅は、【フラット35】維持保全型と【フラット35】S (金利Aプラン)の併用になります。

【フラット35】について詳しくは、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

商品の詳しい内容や資金計画シミュレーション
お客様の体験談等はこちちら

フラット35 検索 <https://www.flat35.com>



お電話でのお問合せ 0120-0860-35 通話無料
(おおさまコールセンター)
お気軽にお電話ください。土日も営業しています(祝日、年末年始を除く)。営業時間 9:00~17:00
固有電話などで利用できない場合は、次の番号におかけください。
Tel 048-615-0420(通話料金がかかります)

新たな住宅関連補助制度の紹介(国土交通省)

こどもみらい住宅支援事業の概要

国土交通省所管
令和3年度補正予算額：542億円

1 制度の目的

子育て支援及び2050年カーボンニュートラルの実現の観点から、子育て世帯や若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や住宅の省エネ改修等に対して補助することにより、子育て世帯や若者夫婦世帯の住宅取得に伴う負担軽減を図るとともに、省エネ性能を有する住宅ストックの形成を図る。
※子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯、若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯(年齢はいずれも令和3年4月1日時点)

2 補助対象

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象(事業者が申請)

※補正予算案閣議決定日(令和3年11月26日)以降に契約を締結し、事業者登録(令和4年1月11日受付開始)後に着工したものに限る。

子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築

対象住宅 [※]	補助額
①ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented (強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの)	100万円／戸
②高い省エネ性能等を有する住宅 (認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅)	80万円／戸
③省エネ基準に適合する住宅 (性能等級4かつ第一次エネ等級4を満たす住宅)	60万円／戸

※対象となる住宅の延べ面積は、50m²以上とする。

※土砂災害特別警戒区域における住宅は原則除外とする。

住宅のリフォーム

対象工事	補助額
①(必須)住宅の省エネ改修	リフォーム工事内容に応じて定める額 上限30万円／戸
②(任意)住宅の子育て対応改修、耐震改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等	※子育て世帯・若者夫婦世帯は、上限45万円／戸 ※既存住宅の購入を伴う場合は、上限45万円／戸

3 手続き



※1 注文:工事請負契約、分譲:売買契約 ※2 完了報告期限までに省エネ住宅の新築工事全体が完了していない場合は、補助金返還の対象

子育て支援型共同住宅推進事業

事業の要旨

共同住宅(分譲マンション及び賃貸住宅)を対象とした以下の取組を支援することにより、子どもと親の双方にとって健やかに子育てできる環境の整備を進める。
・事故や防犯対策などの子どもの安全・安心に資する住宅の新築・改修
・子育て期の親同士の交流機会の創出のため、居住者間のつながりや交流を生み出す施設の設置

事業の概要

○補助対象となる共同住宅
・賃貸住宅の新築・改修、分譲マンションの改修

○補助対象事業
①「子どもの安全確保に資する設備の設置」(下記表参照)に対する補助：新築1/10、改修1/3(上限100万／戸)

②上記①と併せて、「居住者等による交流を促す施設(※)の設置」に対する補助：新築1/10、改修1/3(上限500万)

※交流場所として利用できる多目的室(キッズルーム・集会室)の設置、プレイロット(遊具・水遊び場・砂場)の設置、家庭菜園・交流用ベンチの設置
注：賃貸住宅の新築に対する補助の際は、上記②を必須とする

補助対象のイメージ

●子どもの安全確保に資する設備

浴室扉への外壁設置や窓からの転落防止



●交流を促す施設

交流場所として利用できる多目的室や、プレイロットを設置



※新築は全項目実施必須／改修は①・②・③・④・⑤・⑥の事項の実施必須

目的	取り組み事項(補助対象)
① 衝突による事故を防止する	① 遊りつけ家具の出畠等の衝突事故防止工事(面取り加工)
② ドアストッパー又はドアクローザーの設置	② ドアストッパー又はドアクローザーの設置
③ 転倒による事故を防止する	③ 転倒による事故防止工事(洗面・脱衣室の床はクッション床)
④ 人感センサー付玄関照明設置	④ 人感センサー付玄関照明設置
⑤ 足元灯等の設置	⑤ 足元灯等の設置
⑥ 転落防止の手すり等の設置	⑥ 転落防止の手すり等の設置
⑦ ドアや扉への指つめ・指はさみを防止する	⑦ ドアや扉への指つめ・指はさみを防止する
⑧ 子どもの進入や隠れ込み防止のための壁の設置	⑧ 子どもの进入や隠れ込み防止のための壁の設置
⑨ チャイルドフェンス等の設置	⑨ チャイルドフェンス等の設置
⑩ シャッター付インセント等の設置	⑩ シャッター付インセント等の設置
⑪ 火傷防止用旭一付き水栓、セミバク式水栓等の設置	⑪ 火傷防止用旭一付き水栓、セミバク式水栓等の設置
⑫ ベビーアウトドア立消え防止等の安全装置が付いた調理器の設置	⑫ ベビーアウトドア立消え防止等の安全装置が付いた調理器の設置
⑬ 対面形式のキッチンの設置	⑬ 対面形式のキッチンの設置
⑭ 子供を見守れる間取りへの工事(キッチンに面したリビング)	⑭ 子供を見守れる間取りへの工事(キッチンに面したリビング)
⑮ 防犯性の高い玄関ドア等の設置	⑮ 防犯性の高い玄関ドア等の設置
⑯ 防犯フレーム、防犯ガラス、格子等の設置	⑯ 防犯フレーム、防犯ガラス、格子等の設置
⑰ 防犯カメラ設置(監視機能のあるカメラ付タイプホーン設置を含む)	⑰ 防犯カメラ設置(監視機能のあるカメラ付タイプホーン設置を含む)
⑱ 家具の転倒防止措置(下地処理工事)	⑱ 家具の転倒防止措置(下地処理工事)
⑲ 遊具の転倒防止措置(底面保護工事)	⑲ 遊具の転倒防止措置(底面保護工事)